



〒300-2667 つくば市中別府 5 9 1 - 7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

安倍政権、政府・与党は過去3回廃案になった「共謀罪」の名称を「テロ等準備罪」と変えて、今国会中の成立を目指していると伝えられています。「特定秘密保護法」「戦争法」と続く、戦争土壌作りの一環として画策されたものでしょう。「共謀罪」は、敗戦直後に廃棄された悪名高い「治安維持法」と同じく、大変危険なものです。実際、「治安維持法」は個人の「心の持ち方」「主観的考え」まで支配する、軍国主義・ファシズム体制を支えるための思想取締法で、本質的に拡大解釈され、恣意的に乱用される「法」であったといえるでしょう。

1月14日開催の第112回世話人会で「共謀罪」について議論され、この法案も「治安維持法」と全く同様、必然的に拡大と恣意的運用がなされるもので、法案細部の問題ではなく、法案自体の国会提出を阻止すべきとの結論に至りました。以下に、世話人会の見解を掲載します。

### 「共謀罪」法案新設についての（見解）

#### ～新設法案の国会提出に反対する～

安倍内閣は、犯罪の計画段階で処罰するという、新たな「共謀罪」を通常国会に提出しようとしている。これまで、国民の強い反対により、2003、04、05年と、3度にわたって廃案になった「共謀罪」の名称を変えて、「テロ」防止を看板に、「テロ等準備罪」法案として再提出するものである。

我々はこの『法案』（以下「共謀罪」と呼ぶ）の国会提出に断固反対する。

「共謀罪」は、日本を日中・太平洋戦争へと駆り立てた、民族・国粹的なファシズム体制を支えるためにつくられた狂暴で凶悪な『治安維持法』そのものである。「治安維持法」は国体変更・私有財産否定を取り締まる口実で、1925年に制定されたが、実際は、ファシズム体制を支えるための思想の取締法であった。

非合理的な国粹主義を掲げて、反共、反民主の狂信的な行動によって集会結社の自由を奪い、宗教団体・政党をも弾圧した。1941年、太平洋戦争開戦の年の改定では、さらに結社の禁止を設け、何かを為す恐れがあるという理由だけで拘束できる『予防拘禁』制度を設け、悪名高い「特高警察」は一般の人々を対象に、心の内面にまで干渉し、平時に在って猛威を振るい、テロ、拷問、虐待の限りを尽くし、多くの人を獄死に導いたことはよく知られている。

安倍内閣は提案理由にテロ防止を掲げ、オリンピック遂行に不可欠であり、国連総会が決議した「国連越境組織犯罪防止条約」批准に必要であると説明しているが、ここには二重の虚偽がある。

まず、テロ防止については既存の『組織犯罪処罰法』等で対応が可能であり、法を新設する必要は全くない。「国連越境組織犯罪防止条約」批准に際しても新しく国内法準備の必要はなく、国連がそれを要求しているわけでもない。またこの条約は経済的な組織犯罪の予防を目的とするもので、テロ取り締りとは本来無関係である。

一時の行事、オリンピックを持ち出し、そして、法と国際問題に比較的関心の薄い日本国民に虚偽をもって「共謀法」導入を謀る姑息なやり方を見過ごすことはできない。

#### 「共謀罪」法案は次の問題点を有する：

- ◇ 「共謀罪」は着手に至らず放棄された犯罪をも処罰の対象とする。合意ただけで、準備にいたっていない段階での検挙をも可能とし、我が国の刑法体系の基本原則を壊すものである。
- ◇ 「共謀罪」においては準備行為の定義が曖昧で拡大解釈ができる。人々の心の内面にまで立ち入って犯罪を捏造する危険があり、思想の自由を侵す。また、組織犯罪を対象とするから一般市民は対象外と説明するが、「組織」の定義も不明で、何の保証もなく、拡大解釈が可能で結社の自由を侵す。
- ◇ 「共謀罪」は日本国憲法で保障された基本的人権を侵し、「戦争法制」と共に、戦争の土壌を準備するものである。
- ◇ 「共謀罪」はテロ対策を口実に、国家権力による一般市民への圧迫と弾圧の道を拓く危険があり、決して、「国連越境組織犯罪防止条約」批准のために不可欠なものではない。
- ◇ 「共謀罪」では600余の対象が項目として挙がっており、与党間で、対象項目を制限して国民の納得を得る試みを行っているとも伝えられる。しかし、対象項目の数を減じることによって「共謀罪」法案の持つ、「思想弾圧」の本質が変わることはない。

以上により「共謀罪」を国会に提出することに断固反対する。

## 日本学術会議検討委員会

### 「審議過程の中間とりまとめ」について

高松邦夫 (KEK九条の会、研・学9条の会)

「日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会」の「審議過程の中間とりまとめ」(以下「軍学共同」中間まとめ)と略称)が1月23日に公表された。公開討論に付されると伝える。

以下に問題の鍵を為すと思える諸点について、10項目亘って記す。文中の項目番号は「軍学共同」中間まとめのものである。

なお、審議過程の「中間まとめ」は日本学術会議のホームページ(<http://www.scj.go.jp>)に公表されている。

1. 【安全保障】国の安全保障:第4項、国家の安全保障と軍事的安全保障研究(以下、「軍事的安全保障研究」を「軍事研究」と略称)、4-1において「安全保障をめぐるは、人間の安全保障と国家の安全保障との関係、自衛権の範囲、憲法との関係等に関し、さまざまな考え方が対立し錯綜している。こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。」と述べる。防衛装備庁の競争的研究資金が「安全保障」と銘打って募集している限り、そのことを議論の正面に据えないで「適切でない」とするのは二重に誤っている。一つは責任回避であり、勿論、真正面に据えて議論すべきである。他の一つは、憲法に護られ、国民の負託を受けた学術会議であればこそ、学術的な立場で日本の針路を見透した議論を示すべきである。学術会議創設の際の声明の精神はそれを謳ったものであると我々は考えている。勿論、意見の集約には多くの努力が必要であろうが、それを避けるわけにはゆかない。付帯事項に「(こうした事項について日本学術会議として意思決定しなければ、軍事的安全保障研究のあり方について議論できない、との意見もあり)」とされているので、なにがしか以上の議論がなされたものと推察される。今一步踏み込んで、学術会議・検討委員会の考えを明確に示すべきである。

2. 【自衛権】同4-2において、自衛権の扱いが論じられている。「自衛権についてどう考えるかという問題と、大学等における軍事的安全保障研究についてどう考えるかという問題とは直結するものではなく、後者は研究の独立性・公開性など、学術研究に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきものである。」と述べている。「軍事研究」を論ずる場合、自衛権について議論のあることは当然のことであり、研究者へのアンケート調査などにおいて、必ず、自衛権を問題にした議論が生じている。自衛権の考え方とその対応について学術会議・検討委員会の見解が必要な所以であろう。自衛権があ

るからと言って武力行使に依拠することが必然ではなく、また、当方から打って出ることにもならない。従って兵器開発研究に手を染めてよい、手を染めなければならないと自動的になることには決してならないことを明らかにすべきである。我々は、戦後、集団安全保障によって国家の安全保障を担保する途を選んだことを思い起こすべきである。学術会議創設の声明はその上に立つ。のちに述べる問題点3、4及び5(“軍事研究”そのものの評価・兵器研究の意味、自衛のための兵器/攻撃のための兵器の区別、及びデュアルユース)等で述べるように、兵器開発は殺人道具の開発そのものであり、善ではなく、悪と我々は理解している。委員会において付帯意見「(自衛権を認めるなら大学等における軍事的安全保障研究もいちがいに否定できないのではないかと、この意見もあり)」と述べられているが、この意見を克服しなければならず、議論を回避することができない。

3. 【“軍事研究”】「軍学共同」中間まとめには防衛庁の競争的研究資金そのものの評価が欠けている。即ち、防衛装備庁の競争的研究資金は紛れのない軍事研究である。防衛省の下に組織された競争的研究資金であり、防衛省は今や軍隊の実態を備えた自衛隊を司る省であり、それは日米新ガイドライン及びいわゆる「戦争法」に則って運用されていることを認識しなければならない。他方、日本国憲法では戦力保持を禁じ、従って、軍事研究に手を染めることは許していない。我々はその行為が悪であると認識する。

4. 【自衛目的】4項-4において、4項-2に関連して、自衛のための兵器と攻撃のための兵器が存在するかの記述がなされている。この世に自衛のためだけの兵器は存在しない。兵器は恒に攻撃武器に成りうる。白兵戦においても殺し合いが常であろう。大量殺戮・大量破壊兵器、核兵器をもって抑止力になると、一般に、信じさせられた一時期があるが、その欺瞞は既に暴かれている。それは先制攻撃の兵器である。オバマ前米大統領が核先制攻撃不使用宣言を為す意向について、安倍首相が反対し流産させたこと、及び、国連総会において、核保有国並びに追従国は破産した核抑止にしがみ付き、核廃絶協議のための国際会議開催に反対したことと併せて記憶に新しく、また、(核)兵器の持つ本質を如実に示している。自衛のための兵器という幻想は払拭されなければならない。

5. 【デュアルユース】3項-1にデュアルユースが論じられている。読み取る限り、軍事研究成果にも、デュアルユースの考えの下、民生利用の利点が存在すると考えていると受け取れる。そうであれば、ここでも二重の誤りに陥っている。もともと、科学研究成果は人類の幸福と福祉のために用いられるべきものが、

成果の運用にあたって人倫に反する使用(悪用)されることがあることに対する警告からデュアルユースの概念が生まれたものであると理解している。遺伝子実験成果の利用に関わる倫理規定が議論され、生まれた概念である。或いは、最近のAI研究成果の利用は直接人類の生存に関わる最たるものであろう。軍事研究は前項3.及び4.でみたように悪である。これにデュアルユースの概念を用いて論ずることは間違いであろう。さらに、これには、軍事研究が科学・技術を発展させ、それ禁ずれば科学研究の停滞を招くという考えが底在する。歴史の中に軍事研究から科学・技術の新しい概念が生まれた例がない。軍事技術は既存の科学・技術成果を用い、大量の人的資源を投入し巨額の費用を積み重ね、大きな犠牲の上に育成・拡大したものでしかない。戦後における軍事科学、例えば航空機利用・電子機器技術など、それらの民生への転用・拡大適用をもって軍事研究を是とし、そのデュアルユースということ言うべきでないであろう。ジェットエンジンは戦中に実用化したものでなく、戦後、平和時に開発発展したものである。最近では核兵器と大型商用原子力発電の歴史が多くのことを教えている。歴史に学ばなければならない。

6. 【研究成果の公開】5項-1及び-2に“軍事研究”成果の公開性が語られている。“軍事研究”資金の採否が当該省庁の権限にあることは勿論、その募集要項にも明らかに記されているように、研究の過程と成果の纏め公表に至るまで関係担当官(プログラムコーディネーター、及び、プログラムオフィサー)の管理の下に置かれる。ここには成果の公表において十二分の制約があることを思うべきである。また、公募の説明が如何なるものであれ、軍事研究の本質を理解すれば、公開を期待することを望むべきでない。相手があり、その相手より常に優位を目指さなければならない軍事研究に公開性はない。前大戦下、政府及び軍と警察の統制を受けた経験がそのことを十分に物語っている。戦中の軍事研究は自由であったと80代後半の方々が語るのを耳にする。この自由というのは研究資金が豊富で使い道に大きな制限がなかったということのように窺える。多分、大きな軍事研究の裾に携わっていた末端の研究者の実感にすぎないものであろう。戦艦大和建造が全く外部に知らされなかったこと、或いは、零戦の性能が明らかになったのが敗戦後であったことをもってして推察できる。軍事研究に公開性を期待することは無意味である。

〈追記〉第8回委員会(2017年1月16日)に防衛装備庁から制度の運用について「お知らせ」が届いていることを知った。ここには「研究成果の公開を制限することはない」旨伝えられている。公募要項との関係をどのように理解すべきか、目下、不明であ

る。いずれにしても、軍事研究の本質から、無条件の公開が保証されることは考え難い。

7. 【科学者の責任】6項に科学者の責任が論じられている。この議論に在っては、科学者・技術者が責任を負うのはたれであるかを明確にしておかなければならない。憲法で保障された自由は国民に責任を果たすことで得られているものである。

8. 【企業の軍事研究】5項-3で企業の軍事研究に触れられている。企業の軍事研究に関わった議論が学術会議これまでの議論においてなされたことを知らない。この問題を放置しておくことはできないが、今、大学等研究機関が“軍事研究”に関わって議論しているときに、この問題について議論する余裕がない。産学共同の関わりで企業の軍事研究に携わることは研究者の倫理として自戒することで当面対処しなければならないであろう。いずれも今後の課題になる。これらのことと関わって、米国等外国の研究資金による軍事研究参加がある。DARPAへの参加が現実に行っている。日米新ガイドライン・戦争法の下で、“軍事研究”はDARPAを手本にしているとも言われている。当面、“軍事研究”に学術会議が明確な態度を採ることがこれらに対する対応になってゆくであろう。さらに、宇宙基本法策定(2009年)によって、それまで国会決議により「わが国における宇宙の開発及び利用に関わる諸活動は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行う。」と非軍事・非営利に限るとされてきたJAXAにおける研究から、平和目的に限ることという条項を削除し、代わりに安全保障に寄与することが加わり、防衛産業と提携することを謳った。それから数年を経過しているが、このような動きについても放置せずに対応を考えてゆかなければならない。他方、大学においては、“軍事研究”に対して、新潟大学が、早くに、大学を挙げて“軍事研究”不参加を表明している。極最近は、明治大学及び法政大学が同じく不参加を表明している。学術会議はこれらの意思表示に応える責任がある。

9. 【武器禁輸緩和と連動】「「軍学共同」中間まとめ」は武器輸出の問題に触れていないが、“軍事研究”は防衛装備庁が熱心に推進する兵器輸出について技術的裏打ちの保証を与えるものである。“死の商人”の背骨を形作る施策の片棒を担ぐことを断固拒否すべきである。

10. 【研究資金の在り方】7項に研究資金の在り方が論じられている。この項においては、文科省大学運営費窮乏及び科学研究費の拡大に意を尽くして述べるとともに、他省庁の公的研究資金の現状についても及ぶ限りの言及が望まれる。

(2017年1月28日)

「第21回講演と対話のつどい」のお知らせ

研・学9条の会

「第21回講演と対話のつどい」

日時：2017年5月14日(日) 13:30~16:30

会場：小野川交流センター 1階会議室

(つくば市館野477-1、Tel: 029-838-0501)

第1部

講演：「憲法の視点で日本の安全保障と学術を考える」(仮題)

講師： 田村武夫氏 (茨城大学名誉教授)

第2部

全体討論

どなたでも、自由に参加できます。(参加費無料)

主催： 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

2016年度 会計決算報告

2016年会計年度(2016年1月1日~12月31日)

収入			支出		
項目	金額	備考	項目	金額	備考
前期より繰越	180,543		講演会関係費	5,724	チラシ(カフー)、会場費
賛同人等カンパ	87,500		通信費	60,123	ニュース送料等
講演会カンパ	10,299	会場にて	事務費	13,458	印刷用紙、封筒等
			協賛金等	5,700	5.3憲法フィスタ等
			払込料金等	2,240	口座加入者負担
合計	278,342		合計	87,245	

次年へ繰り越し 191,097円

カンパのお願い

昨年、研・学9条の会は結成11周年を迎え、「大学・研究所の軍事研究の実態」をテーマに20回目の講演と対話のつどいを開催しました。また、ニュースは安部内閣退陣要求声明や「軍学共同」に関わる学術会議の検討委員会についての見解を掲載するなど、これまで53号を発行しました。これらの活動はすべて皆さんのカンパによって支えられており、日頃からのご支援、ご協力に感謝しています。

これからも、地域の関連団体と連携をとり、「戦争する国づくり」に反対し、憲法9条を守るため、「講演と対話のつどい」などの活動を継続します。

つきましては、今年も活動を進めるためのカンパをお願いします。振込用紙を同封いたしますので、皆さまのご協力を宜しくお願いいたします。

(研・学9条の会 世話人一同)

事務局より

これまでの賛同者数 837名

2017年1月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。

◎ 「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp